

平成 29 年 10 月 1 日

排出事業者 各位

ひびき灘開発株式会社

水銀含有ばいじん等の取扱いについて

清秋の候 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社事業に関しましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等が改正され、新たに「水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物、廃水銀等（以下「水銀廃棄物」という。）」が定義され、平成 29 年 10 月 1 日以降、当該廃棄物に対する新たな対応が必要となりました。

弊社では、水銀廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物で、水銀を 15mg/kg を超えて含有する水銀含有ばいじん等（ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい）の一部について、下記のとおり受入れることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 水銀含有ばいじん等の受入基準（追加）

項目	受入基準	施行日
水銀又はその化合物（含有量）	1,000mg/kg 未満	平成 29 年 10 月 1 日

※ 水銀を 1,000mg/kg 以上含有するものは、水銀を回収することが義務化されたため受入れできません。

2. 水銀含有ばいじん等の受入れについて

- ① 産業廃棄物処分契約手続き時に実施していただく含有試験において、水銀又はその化合物が 15mg/kg を超えて含まれていることが確認された場合は、水銀含有ばいじん等であることを明記した契約を事前に締結する必要があります。
- ② 水銀含有ばいじん等を弊社が管理する処分場に搬出する場合は、交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）に水銀含有ばいじん等であることを明記する必要があります。

3. 受入対象処分場及び受入対象等

受入対象処分場	受入対象等
北九州市響灘西地区廃棄物処分場	北九州市内の中小企業から発生したもの
響灘西部廃棄物処分場	北九州市内の大企業及び株主企業等から発生したもの

※ 1 管理型処分場の埋立基準（水銀 0.005mg/L 以下）を満たすものであっても、廃水銀等（特別管理産業廃棄物）を処理したものは受け入れできません。

※ 2 北九州市日明積出基地は受入れできません。

4. 水銀使用製品産業廃棄物

- ① 廃蛍光灯などの水銀使用製品産業廃棄物については、原則として受入れできません。リサイクル等を行っていただくようお願いします。
- ② 破損等によりリサイクルできないものは受入れしますが、事前契約が必要となりますのでお問い合わせ下さい。
- ③ 水銀を回収することが義務化された水銀使用製品産業廃棄物は受入れできません。

【お問い合わせ先】 ひびき灘開発(株) 事業部 響灘事業所
担当：石丸、日高 (TEL.093-771-3991)